



2023年4月5日

各位

上場会社名 株式会社 瑞光
代表者 代表取締役社長 梅林 豊志
(コード: 6279 東証スタンダード市場)
問合せ先責任者 経営戦略部長 二宮 基
(TEL. 072-648-2215)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2023年3月23日に発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」に、一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

別紙の記載内容に一部訂正すべき事項があることが判明したため、訂正するものであります。

2. 訂正箇所

訂正箇所は以下のとおりです。なお、訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

(訂正前; 訂正条文のみ記載しております)

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導 (1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械 (2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械 (3) ペットケア用品製造機械 (4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置 2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入 3. 不動産の賃貸、売買および管理	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導 (1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械 (2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械 (3) ペットケア用品製造機械 (4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置 2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入 3. 不動産の賃貸、売買および管理

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 電気および熱の供給</p> <p>5. 労働者派遣事業</p> <p>6. 金融業、総合リース業</p> <p>7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業</p> <p>8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</p> <p>9. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</p> <p>10. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</p> <p>11. 前各号に付随する一切の業務</p>	<p>4. 電気および熱の供給</p> <p>5. 労働者派遣事業</p> <p>6. 金融業、総合リース業</p> <p>7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業</p> <p>8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</p> <p>9. <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、第一号事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p>10. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</p> <p>11. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</p> <p>12. 前各号に付随する一切の業務</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序</u>により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときまたはこれが欠けたときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>非業務執行取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(事業年度) 第36条～第39条 (条文省略)	(事業年度) 第32条～第35条 (現行どおり)

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導	1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導
(1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械	(1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械
(2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械	(2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械
(3) ペットケア用品製造機械	(3) ペットケア用品製造機械
(4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置	(4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置
2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入	2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入
3. 不動産の賃貸、売買および管理	3. 不動産の賃貸、売買および管理
4. 電気および熱の供給	4. 電気および熱の供給
5. 労働者派遣事業	5. 労働者派遣事業
6. 金融業、総合リース業	6. 金融業、総合リース業
7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業	7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業
8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導	8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導
<u>9. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</u>	<u>9. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、第一号事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業</u>
<u>10. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</u>	<u>10. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</u>
<u>11. 前各号に付随する一切の業務</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、<u>その議長</u>となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序</u>により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>11. 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</p> <p>12. 前各号に付随する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときまたはこれが欠けたときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

以上